資材置場目的での農地転用許可の運用について

近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を受け、事業完了後1か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される等の事例が複数確認されています。

このようなことから、「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて(令和6年3月28日付け5農振第3179号農林水産省農村振興局長通知)」により、転用目的が資材置場である場合の運用について、次のとおり取り扱います。

- 1 恒久転用により資材置場とする目的で農地転用許可申請の相談があった場合
- (1) 事前に事業計画書(別紙)を提出いただき、一時転用により目的が達成できる事案かどうか及び必要性を検討する。

【一時転用で目的が達成される例】

トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が定まっている事業のために必要となる資 材置場

【恒久転用でなければ目的が達成されない例】

建設会社や建設資材の販売・リース会社等が、生業として当該地域で継続的に事業 を行うために必要となる資材置場

- (2) 一時転用により目的が達成できると認められる場合
 - 一時転用による許可申請を行うよう案内をする。
- (3) 過去の転用状況及び既に資材置場として利用されている事業用地について、利用状況を確認する。
- 2 恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応について
 - (1) 原則的な許可条件である「① 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること、② 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること」に加えて、「③工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付す。
 - (2) (1) の報告を受けたときは、必要に応じて現地調査を行う。

3 報告や現地調査において疑義が生じた場合の対応

当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情を聴取等した上で、法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

4 この運用は令和6年4月1日より開始する